

平成25年2月成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの ～現場での工夫と取り組み事例から～

平成25年2月16日

場所：あすてっぷKOBÉ 2階 セミナー室

○中嶋弁護士 本日は非常に寒さ厳しい中、このようにたくさんの皆様方に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

私どもの団体の紹介につきましては、本日お配りの資料の中でも触れられていると思いますので、詳しくはそちらをごらんいただきたいと思いますけれども、ごく簡単に申し上げますと、私ども団体はもともと神戸市の高齢者向けの法律相談の受け皿として誕生しました。かれこれ20年近く前にさかのぼるのですが、当初は弁護士だけの集まりだったのですが、その後、高齢者にまつわる法律問題全般について広く深く検討する、研究するという目的から、弁護士に限らず、専門家である司法書士、税理士、社会福祉士、行政書士の先生方などなどに加入いただきまして続けているという次第でございます。

もちろん行政のほうからも高齢者福祉の担当者に参加いただいて、いろいろな問題の提起をさせていただいております。

今回はそのような研究の成果を発表する場と申しますか、日々の活動の一環としまして年一回の恒例のシンポジウムを開催させていただくことになりました。

今回のテーマですけれども、既にお配りしてある資料の中にもあるのですが、高齢化社会のますますの進展に伴いまして、親族など親しい身内の方が近くにいらっしゃらない、というような高齢者がたくさんいらっしゃいます。そういう方をいろいろな立場でサポートする方々が少なからず直面し、あるいは経験するであろう、そういった問題について検討したいと思っております。

具体的には身元保証の問題、それから医療同意の問題、そして御本人がお亡くなりになった後の、例えば葬儀をどうするのか、そういった死後事務の問題、この3つに大きく絞りまして、我々団体のメンバーである専門家や経験者にいろいろな問題点を語っていただきたいと考えております。

また、後半では高齢者の権利擁護の手段の一つとして既に制度として定着した感があります、いわゆる成年後見制度が抱える問題と申しますか、そういったことについても検討し、さらにもし時間が許せばですけれども、皆様からの御質問にも可能な限り対応させて

いただきたいと考えております。

やや盛りだくさんで、果たして時間内におさまるのか、また、うまくまとめきれぬか、若干不安を抱いているところではございますが、本日御参加いただいた皆様の今後の御活動に少しでも生かしていただけますよう、できる限り有益な情報を提供したいと考えておりますので、本日はどうか最後までおつき合いいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○山崎さん それでは、パネルディスカッション本編に入らせていただきます。

まず、本日出席のコーディネーター、パネリストの皆さんを紹介いたします。

専門職の方が集まられると、「先生」「先生」という言葉が飛び交って、いかななものかということですので、今回は全て「さん」づけでお呼びいたします。

まず、コーディネーターをお務めいただきますのは、弁護士の中嶋さんです。

(拍手)

○山崎さん 続きまして、パネリストの方を紹介いたします。

弁護士の村上さんです。

○村上弁護士 どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○山崎さん 司法書士の澤井さんです。

○澤井司法書士 よろしく申し上げます。

(拍手)

○山崎さん 社会福祉士の大庭さんです。

○大庭社会福祉士 よろしく申し上げます。

(拍手)

○山崎さん 税理士の溝部さんです

○溝部税理士 よろしく申し上げます。

(拍手)

○山崎さん 行政書士の井上さんです。

○井上行政書士 よろしく申し上げます。

(拍手)

○山崎さん 最初に、ちょっとお手持ちの資料の確認をさせてください。

まず、今日のシンポジウムですが、こういう白いレジュメを基に進めますので、そちらをごらんになりながらお聞きください。

それとお配りしておりますのが・・・。

(「聞こえません」の声あり)

○山崎さん　パンフレットが、ごめんなさい、お配りしておりますのがパンフレットが3種類ございます。桃色の物、それと青い物、白い物、3種類ございます。

それと、本日のアンケート用紙をお配りしておりますので、お帰りの際にお出しただければありがたいです。

それともう一つ、こちらはシンポジウムの資料ではございませんが、リーガルサポートさんのほうから署名のお願いというものをに入れております。こちらにつきましては、一番最後に澤井さんのほうから御説明をいただきますので、よろしくお願ひします。

それと、本日の実際に使っていただく資料の見方の説明を簡単にいたしますと、テーマは2つあります。事例紹介について、それと成年後見制度に関する問題提起という2つの構成になっておりまして、その部分につきましてはQ&Aの形をとっております。質問部分は、こちらの神戸シルバー法律研究会の会員と、それからこれまでシンポジウムに御参加いただいた方から事前に集めた事例を基につくっております。どうも御協力ありがとうございました。

そしてその回答部分について、各担当のパネリストがお答えいたします。

ちょっと、一見文字ばかりになって少し読みづらいかもしれないんですが、本日の資料としてのみでなく、今日お持ち帰りいただいてハンドブックのような形で使っていただければというふうに思いましたので、あえて読み物の形をとっております。御了承ください。

進め方としましては、私から、Q&Aのクエスチョン部分を読み上げまして、その後、コーディネーターの中嶋さんの司会に沿って進行するという形をとります。

それでは、中嶋さん、早速ですが、コーディネートをお願いいたします。

○中嶋弁護士　では、本日のシンポジウムでいろいろ御意見を賜りたいと思います。

先ほど、挨拶の中でも触れましたが、いわゆる身元保証、身元引き受けとかいろいろ呼び方がありますがけれども、この問題について、とりあえず1つ取り上げてみたいと思います。

では、事例紹介をお願いします。

○山崎さん　1、現場での事例から。(1)身元保証・身元引き受け。

身寄りのない年金生活の高齢者の支援に関わっていたところ、その方の入院ですとか市営住宅入居の際に、保証人という欄に署名するように求められました。

この保証人が負う具体的な義務や責任については何も書かれておりません。そして、印鑑登録証明などの添付も必要ないと言われました。

質問の1つ目ですが、まず、この身元保証の法的意義と署名の効力、すなわち署名してしまった場合、どのような責任を負うことになるのでしょうか。

○中嶋弁護士　今の御質問について、ではまず、弁護士の村上さんのほうから簡単に御説明いただけますでしょうか。

○村上弁護士　弁護士の村上です。

まず、最初のこのクエスチョン、身元保証それから身元引き受けという言葉の意味です。

レジュメは今3ページのところです。これをごらんになりながら聞いてください。

身元保証・身元引き受けというんですが、これは法律でその内容がこれだと1つに決まっている言葉ではありません。ですから、そのケース、ケースに応じて、例えば入所の契約書とか身元保証の保証書にどういうふうな内容が書かれているのか、一体、これ署名したら何を約束させられるのかということを確認していただく必要があります。

ちょっと紛らわしいのがありまして、例えば身元保証と法律というのでインターネットでもし調べられたら、「身元保証に関する法律」というそういう法律が出てくるんですが、結論から言いますとこれほとんど関係ありません。全く関係ないと言ってもいいです。

これは昭和8年にできた法律で、これは労働者が会社に勤めるときに、もし会社に迷惑をかけたなら誰が責任を負うかというふうなことに関係する法律で、これは全く関係ありません。

成年後見の現場でいう身元保証というのは、決まった内容というのがはっきりあるわけじゃないということを押さえておいてください。

特に注意すべきは、契約書やその保証書に書かれていることの中でお金、お金に関すること、金銭の支払い義務、例えば施設利用料とか入院費とか賃料とか、そういう金銭の支払い義務について「連帯保証します」とそういう内容が含まれているかどうかということです。

こういう内容を含んでいるものに保証をしてしまいますと、これは一言で言うと自分が借金を負ったのと全く同じ状態になります。ですから、この点については非常に注意していただく必要があると思います。

そのほか詳しい点は、この後のクエスチョン・アンサーということでやっていきたいと思えます。

以上です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

身元保証という言葉がよく出てくるのですが、なかなか法律家でも迷ってしまうところではあるんですけども、先ほどの話にあったように、とにかく中身が問題であるということだと思えます。

では、続きましてQ2のほうに移りたいと思えます。

○山崎さん　2つ目の質問です。

では、実際に署名を求められた。この署名に応じる義務はあるのでしょうか。

そして、成年後見人と成年後見人以外の支援者、例えば施設のスタッフの方であるとかケアマネジャーさんなどではこの義務に違いはあるのでしょうか。

○中嶋弁護士　これは要するにどういう立場で支援・サポートされているかということ、また回答が違ってくるといふことだと思ふのですが、このあたり、司法書士の澤井さんのほうから簡単に御回答いただければと思ふますが、お願いします。

○澤井司法書士　司法書士、澤井です。

私はQ2のほうを担当させていただきます。

先ほどの御説明にあったみたいに、施設の契約書を見ると身元保証人というところに署名欄があつて、身元保証のここに署名をしてくださいといふことを施設の方から言われるんですけども、恐らく施設の方もこの身元保証人というのが何を意味するのか、あと、署名する側もこれを署名することでどういふ義務が発生するのかといふのをお互いにわからず署名をしてしまうといふことが多いかと思ふんです。

先ほどの御説明にあったみたいに身元保証という言葉自体で、具体的にじゃあ何を求めているのかといふのはいろんな意味があります。それは明確にはされていませんので、じゃあ、実際に施設がどういふことを求めているのかなといふことを考えてみると、この3ページに書いてある大きく7つのことがあるのかなと思われます。

1つは緊急の連絡先であるとか、2つ目としていわゆるお金の支払いをきっちりやってくれますか、それから万が一、払えなかった場合は払ってくれますかとか、あと、入退所の手続をやっていただけますか、ケアプランの同意をしていただけますか。もしくは、手術の同意ができますか。遺体の引き取りとか死後の事務ができますかと、こういうことが

恐らく大きく求められることなのかなと思うんです。

その中で、できることとできないことを一つ一つ考えていけないといけない。

後見人というのが仮についた場合というのは、やはり後見人のいわゆる財産管理をする中から当然求められる責任という、いわゆる身元保証人にわざわざならなくても「後見人であるなら当然だよ、やりますよ」ということも含まれてますし、後見人であっても当然にできないということもあるわけです。

後見人というのは法的にいろいろ権限が認められてますので、できるわけですがけれども、逆に言うとケアマネジャーさんとかができるかという話になると、これはなかなか現実には難しいということは、前提として理解しておく必要があるかと思います。

ですので、この病院側で、「やってほしいな」と思われることの中で、緊急の連絡先とか後見人であれば当然ですし、入院の支払いも財産管理をしてますから当然にできるわけです。

借金の支払いというのは、当然には後見人はできないものとされています。当然、ケアマネジャーさんであればもちろんということになりますし、じゃあ、仮に施設の方が、私たち専門家とか後見人がついてるからといって、お金が払えなくなったら専門家に払ってくださいよということを実は求めているのかといえば、恐らく施設もそういうことをほんとは求めてはいないんだと思うんです。ただ、その辺がわからずに署名をしてくださいという話になってしまっていると。なおかつ、この医療行為とか死後事務というところは後で出てきますけれども、後見人をもってしてもなかなかできないことだと、そのあたりの区別がきちり、お互いが理解していないところが大きな問題になっているかと思います。なので、まずその義務はないんだと、この身元保証から何が生じて、これは当然にできますよ、後見人であれば、「これはできませんよ」ということをきちり理解を求めていく必要があるのかなと思います。

今、施設の契約書には後見人とかがついている場合は、別の署名欄を用意している施設もあります。どうしても署名をしないといけないという場合は、逆に言うと我々ができる、できない、効力的にできないが、というところは説明して、そういう効力が及ばないように契約条項を変更して対応するなどの工夫も必要かなと思います。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。非常に詳細な分析をしていただきました。

この中で当然、立場というか、本来の職務の範囲内に含まれることと含まれないこと、それからどっちとも判断がつかないことがあるかと思いますが、少なくともその本来の職務

と照らし合わせて個別に御判断いただく必要がある、ということではないかと思います。

では、続きまして、Q3のほうに移らせていただきます。

○山崎さん 3つ目の質問です。

職務以上の責任。つまり、「これは私の仕事ではないんだけど」ということについてまで責任を負うことなく対応する方法はあるのでしょうか。それでも何か、関わった以上はリスクを負うことはあるのでしょうか。

○中嶋弁護士 実際にそういう場面に遭遇したときにうまく切り抜ける方法は、ということだと思んですが、ではまずこのあたり、そういう経験が豊富だと思います社会福祉士の大庭さんのほうから、よろしければコメントをお願いしたいと思います。お願いします。

○大庭社会福祉士 後見人であれば当然できること、できないこと、今、弁護士さんとか司法書士さんのほうから御説明がありましたように、後見人であれば当然できることであれば、身元保証人を二重線で消して、成年後見人というふうに書き直して後見人の私がサインする場合があります。

ただ、現場ではそう言いながらも御本人さんが困っている、どうしてもサインしないと家も借りられない、施設にも入れない、入院もできないというふうに、常に困った状態に現場の皆さんは同時に立ち会われていると思いますが、そういったときにサインをしてしまうことによって、私たち支援者のほうが思ってもいないようなリスクを負うことがあります。皆さんの中でも多分、今までにあったと思うんですが、身元保証人とか身元引受人の欄にサインをしてしまったことで、ご本人が亡くなられたあと、施設等から連絡があったり、ケアマネジャーさんがいろいろあちこち走り回ったりというようなことがあります。ケアマネジャーさんや施設の職員さんの倫理規定の中で、やはりこちらにもありますように、ケアマネジャーの基本姿勢として、人権尊重、主体性尊重、公平性、中立性、社会的責任、個人情報の保護というところがありますが、社会的責任の中で、本人の隣人・友人ではなく、ましてや相談相手ではないというふうに明記されておりますので、単なる知人という立場でサインしたとしても、サインした皆様のほうがリスクを負うことがかなりあると思います。

お勤めされてる会社からもそういったことは指導されていると思いますが、基本的には身元保証人にはならないと決めたとしても、成年後見人などにつないでいただいて、必ず将来の心配を取り除いていただくほうが適切な方法だと思います。

○中嶋弁護士　なかなか難しいところだとは思いますが、そのあたり実際の対応の仕方とか、もしそういうサインをしないという場合に一体どうなるのかということについて、補足があれば弁護士の村上さんのほうから、よろしくをお願いします。

○村上弁護士　実際の現場の中でどういうふうな状態なのかということについて、大庭さんから話をいただきました。

これ、やっぱりこういうふうな身元保証人なり引受人になるべき人がいないけれども施設から求められるというふうな、そういう相談ごとというのはやっぱりこういう成年後見のシンポジウムなんかやりますとたくさん事例が挙がってきて、皆それなりにそういう場に直面して悩んだりしているということです。

それは弁護士や司法書士なんかは成年後見人になった場合でも同じで、そういうふうな例がいろいろ報告されます。

ただ、基本的なこととしてこの11面にも書いていますが、身元保証人・引受人がいなければ絶対入所できないとも限らないというふうなことは押さえておいていただいていると思います。

報告された例の中ではそういう人がいない場合、施設は最初は「ここに署名してもらわなければ入所していただくことはできない」というわけですが、ただ、その後、施設といろいろと交渉している中で、例えば「施設費なんかを保証するということはできる人はいないんだけど、緊急時の連絡先はここにしてもらったらいいですよ」とか、「財産はこのように適切に管理されていて、例えば施設費の滞納なんかが起こる危険性というのは実際にはないですよ」というようなことをきちっと説明していけば、入所をさせてくれるケース、最初は「だめだ、絶対だめだ」と言っているけど、結局入所をさせてくれたというふうなケースもあるし、あるいはそういうふうに話して、本人さんとしては施設入所がどうしても必要なんだというふうな状況を訴えているうちに、「うちじゃだめだけれども自分が知っているこの施設ならそれでも受け入れられることができるかもしれないので聞いてみようか」というふうなことに繋がったり、そういうふうなケースがあるということがよく報告されています。

ですから、不本意ながら署名してしまう前に、きちっとその状況でまずは現実として保証人、身元引受人となるべき人がどうしてもいないならば、「いないんですよ」という現状をきちっと説明した上で施設とよく話をさせていただいて、それでどうするかということをもまず詰めていただくのがよいと思います。

特にケアマネジャーさんだとかが、やっぱり一知人として署名して個人で責任を負うというふうなことになりますと、やはり職業として高齢者支援にかかわっていくということの根幹が危うくなると思います。やはりそこはきちっと線引きをしていかないと、ということだと思しますので、気をつけていただければと思います。

以上です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

そういったことも参考にいただきまして、またそれ以外にも研究会の中でシンポにさきだって寄せられた事例もありますが、時間の都合上割愛させていただきますので、資料をお読みいただければと思います。

では、身元保証の問題に関してはこれぐらいにさせていただきます、次のテーマに移りたいと思います。

続きまして、医療同意ですね。同意そのものの問題についてちょっと検討を加えたいと考えておりますので、とりあえず事例紹介からお願いします。

○山崎さん　資料は5ページをごらんください。

(2) 医療同意その1とありますが、その2もございます。その1は要するに同意するか否かの質問です。その2についてはどの医療がいいですかという選択の問題に触れております。

その(2) 医療同意その1につきましては、御本人には身内の方がいらっしゃるようです。ただし、長年交流のない状態で連絡先すらわからない状態です。この方にちょっと眼科手術が必要になりました。その際、お医者様から手術に関する説明、インフォームドコンセントを聞いた上で同意書にサインしてほしいと言われました。

質問の1つ目ですが、まずこの医療同意及びインフォームドコンセントの法的な意味と、それを署名した場合にどのような責任が発生するのか、それについてお尋ねいたします。

○中嶋弁護士　この辺はまた弁護士の村上さんのほうからコメントをいただきたいのですが、その前に今回の事例がもうひとつ抽象的でよくわからないというところがありますので、今日来ていただいているパネラーのお一人の税理士の溝部さんが、非常に個人的なことで恐縮なんですけれども、最近その医療同意に関して経験されたことがあるということなので、もしかすると会場の中には医療同意について経験されたことがないという方もいらっしゃるかもしれませんので、さしつかえない範囲で溝部さんのほうから医療同意に関して経験されたことを御紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

○溝部税理士 税理士の溝部でございます。

2年ほど前に母が、癌の手術をさせていただきました。そのときにインフォームドコンセント、ここに1つ目にある部分なんですけれども、説明同意ですね、そちらのほうで本人も立ち会ったんですけれども、一緒に私も聞いたんですが、2行に分かれてまして、本人の署名と、親族の署名という欄がありまして、両方ともに本人の同意があればいいのになと思いつながら何も聞けずに私も医療同意にサインをしてしまったというか、ちゃんと聞きましたのでサインをしました。

その後、手術が行われたときに、手術に関しても3種類、4種類ぐらいの署名を求められました。

1つ目は手術に関して、2つ目は輸血に関して、3つ目は身体拘束、ICUに移りますけれども、そのときに暴れたりするといけませんので、意識がないものですから、そのときに身体拘束をしていいかなどを、ほかに造影剤とかそういうものに関しても同意をさせられました。本人の意識がちゃんとある場合でありましたが、一応、親族もということで、私も親族同意という形で同意書に同意をさせていただきましたということです。

○中嶋弁護士 ありがとうございます。

何となくどういうものかというのをイメージしていただけたと思うのですが、当然、本来は御本人あるいは親族の方が対応されるべきものなのですが、今回の問いのようにそういう方がいない場合にどうするかということなのですが。まず法律的な側面から医療同意とかインフォームドコンセントについて、村上さんからコメントをお願いします。

○村上弁護士 医療行為に対する同意について、基本的な理屈っぽい話からちょっと説明させていただきます。

医療行為は、例えばここで挙がっているのは眼科手術ということですが、こういう医療行為というのはレジュメに書いています患者の身体に対する侵襲行為、侵す、襲う行為。行為だけみたらそういうふうなことなんです。

つまり、例えば私がちょっとそこ、どこかこの辺にいる人に、その眼の中に手をビューっと突っ込んでいくというふうなこととか、ちょっとおなかにメスを入れさせてくださいというふうなことになりますと、これは法律的に言えば傷害に当たるわけですね。傷害罪であったり。おなかにメスなんか入れちゃうとこれ殺人未遂とか殺人罪になってしまうかもしれないですね。そういうふうなことなんです。だから、生の行為としては傷害とかに当たるような行為です。けれども、医療行為ですから法律的に許されるはずだ。何で許され

るかという、1つには資格のあるお医者さんがちゃんとした方式にのっとって健康のために必要だということでやっているわけですが、それだけでは足りなくて、これはその治療を受ける患者さん自身が同意していることが傷害罪などの違法行為にならない1つの要素になっているということなんです。

誰が同意できるんだということ、基本的にはその手術なりを受ける張本人ですね、患者さん本人。本人さんが医療同意をすることはできるのですが、ではそれ以外の人は誰ができるのかが問題になります。

もっとも本人の同意と言っても交通事故でバンっとはねられて、気も失って意識もない状態で運ばれてきたときに同意といったって物も言えないのにじゃあどうするんだ、そのようなときもあります。これがレジュメの①の中のただし以下です。つまり医療同意がなければ一切の医療行為ができないかということそうではなくて、物は言えないけれども緊急時、推定的承諾ということがある。つまりその人がその状態では気を失っているけれども、眼が覚めていてこういうふうな状態ですよと、あなた手術を受けますかと言われたら承諾するだろうと、オーケーするだろうということが通常想定できる、そういうふうな場合はこれは同意が推定できるとして、物は言えないけれども同意があると同じように考えてよいと、そういうふうな場合もあるということです。

よく言われる②インフォームドコンセントという言葉は、これは要は医療行為の同意といったって何も意味がわからん人が「はい」と言った。言ったからといっていいのかというふうな問題でして、インフォームドコンセントというのは医療行為を同意するかしないかという前提として何に同意するか、さらに医療行為について正しい説明を受け、理解した上で同意するかどうか、その前提となる情報提供のことです。つまり、手術をするといったときに、その手術にはどんなメリット・デメリットがあるか、リスクはどんなものか、成功率はどんなものか、副作用、合併症とかそういうふうなものはどんなものか、そういうふうなことについてきちっとわかった上でそれでもいいですよというふうにするための必要な情報提供のことです。

さっきちょっと話しましたが、③番、医療同意書への署名ということですが、基本的には本人がすることになります。

本人ができない場合、例えば成年後見の現場などでやっぱり本人さんの判断能力が衰えている場合なんかのことですが、そういうふうな場合に誰ができるか、裁判例などでもいろいろと問題になったケースがありますが、一般には家族は同意をする権限があるという

ふうに理解されております。これも実は法律の条文上、特に明確な根拠があるわけではないですが、では裁判とかの、裁判例などの中では家族には同意する権限があるというふうに理解されています。

ただ、そこからさらに遠くなって成年後見人となりますと、私らが成年後見人になった場合でもそうですけれど、成年後見人については通説では医療行為についての同意権はないとされています。ですから成年後見人であっても医療行為、例えばこの手術を受けますか、やめときますか、そういうふうなことについて決める権限というのはないわけですね。ですから、それ以外の人についてもそれ以外の支援者ということになると、同意権があるとはさらに考えにくいというふうなことなんです。

ですから、成年後見人であっても、医療同意書へ署名してくださいと求められても、本人・家族でなければ「ちょっと私はこれに同意する立場にありません」というふうなことになります。ですから病院からそれを言われても、同意する権限はないという回答が正しいというふうなことであります。実際には求められることが多いんですけどね。「手術のこの同意書に判こを押してください」と求められるケースが多いんですが、しかし法的には同意をする権限がないというふうなことになります。これを押さえておいてください。

以上です。

○中嶋弁護士　非常に難しい法的な部分に関してはそうなのですが、平たく言えば医療といえども自分の知らないうちに勝手にされたら困るという、簡単に、ありていに言えばそういうことかなと思ったりもするんですが、その点について、じゃあ家族は当然同意できるとしても、その家族でない人、成年後見人の場合は、ちょっと難しいという御回答をいただいたと思います。

それを踏まえまして、次の質問のほうに移りたいと思います。

○山崎さん　2つ目の質問です。

この事例では、どうやら私は医療同意をする責任は負わないようだと、ただ、それでも実際にお医者さんから迫られ、御本人さんを目の前にして何とか対応しなければいけないような気がする。何かいい方法はあるんでしょうか。もし、何か関わった場合、リスクを負うことはあるんでしょうか。

○中嶋弁護士　実際にサポートする立場で当然親族ではないのですが、そういう場に直面したときにどうするかということなのですが、このあたりもそういう経験が豊富だと思います社会福祉士の大庭さんからコメントをいただければと思いますが、お願いします。

○大庭社会福祉士　　確実な方法ではありませんが、私が実際に対応した事例をこちらの資料に挙げておりますので、もう少し詳しく御説明させていただきます。

被後見人さんは在宅で、一人で生活されていましたが、心臓発作のために自宅で倒れられて救急車で搬送されました。病院で診察していただいたら、心臓のバイパス手術が必要だとドクターから説明がありまして、医療同意を求められたんですが、私のほうでは先ほど皆さんもお伝えしたように「医療同意権がありません」ということでドクターのほうに御説明させていただいたんですが、ドクターからは医療同意がなければ手術はできないというお話がありました。

困り果てまして、ケアチームの皆さんと、ケアチームというのはこの方にかかわっていただいている支援者の方々です。皆さんとお話をさせていただいて、どうしたほうがいいのかということでも話し合いをさせていただきました。その内容は、心臓バイパス手術をすることによってメリットもありますがデメリットも大きい。ドクターの説明では、本当の御家族でもなかなか判断ができないというような手術の内容でしたので、看護師さんとケアマネジャーさんは、今後の在宅生活をしていく上では手術したほうがいいんじゃないかとおっしゃいました。あとの皆さん、私も、迷ってどういう判断をしたらいいのかということで結論が出ませんでした。それで困り果てまして、御本人さんに聞こうということになりました。御本人さんは、認知症で判断能力がないということで後見レベルでしたが、日常の会話はできますし、その場の判断もできる方でしたのでお聞きしました。御本人さんに説明して、同時に「どんなふうにしたいの」というふうにお聞きしたら、御本人さんは「手術して元気になりたい。手術してほしい」というふうにおっしゃったので、その言葉に押されて手術をするということで私たちも結論づけて先生にお願いしました。それで、先生も御本人さんが手術を受けたいということであれば、本人の欄に御本人さんの名前を書いてもらえばいいと言っておりました。それはやっとな読めるような字でしたが、確かに御本人さんがサインしました。説明を受けたという欄には私がサインさせていただいて、今もお元気に過ごされています。ただ、2年置きぐらいに検査があって、そのたびに成年後見人に医療同意が求められますが、そのたびにドクターに「サインはできません」というふうにお説明させていただいて、医療同意の欄ではなく、説明を受けたというところの欄だけに私の名前を書いて検査を受けることができます。そのときは御本人さんのサインはいただいております。先生はそれでいいということだったので、二重線で消させていただきました。

こんな内容ですが、現場におりますといろいろなことがありまして、一つ一つ、その場その場で解決しております。

○中嶋弁護士　　ありがとうございます。

実際の事例の中でうまく御本人の意思をはかり、尊重するという方向で対応していただいたと思うのですが、実際にはそういう同意権のない立場でどう対応するのかということ、もしサインをしなかったらどうなるのかということについて、法的な側面から弁護士の村上さんのほうから、コメントをいただければお願いします。

○村上弁護士　　先ほど、大庭さんから御説明いただいた事例は、ほんとに法律的にも正しいし、非常に丁寧で本人さんの意思も尊重されたいい支援をされた例だと思います。

それで、ただ、本来は医療同意する権限がない周りの人が同意してしまった場合、じゃあどうなるかというふうなことです、その同意して署名した署名には法的には要するに意味がありませんから、そうするとお医者さんは結局その意味のない署名をもらっても同意がないという状態に変わりないんですね。同意がない状態の中で医療行為をする、例えば手術をするというふうなことになりますから、そのリスクは基本的にはお医者さんなり、病院側が負うということになります。

ですから、意味ない署名をしたというふうなことについては、ふつうは責任は問われないんじゃないかというのが自然に思われるところです。

ただ、100%そうだといって言いきれるかというところちょっと心配もあって、法的な効果はないけれども、そこに本来書くべきでない人が書いちゃったがために手術が行われてしまった。その手術に何か問題があったといったときには、実際上、手術をする方向に加担したというふうな責任を問われる可能性がゼロではないですよというふうなことは一応注意しておくべきかなというふうなところではあります。

これやっぱり正しい対応は、その同意書に署名できる人がいないというケースには、それもやっぱり先ほどの身元保証とか身元引き受けの場合も同じで、書くべき人がいないですよと、例えば私に言われても書く立場にありませんということを率直に告げて、同意はないけれどもじゃあどうしますかということをお医者さんに判断してもらおうしかしようがないというふうなことになります。

実際には、先ほど救急で意識のない人が運ばれてきたというふうなケースと同じで、そういうふうなケースにはそういうふうなケースなりに、病院なりお医者さんはその人にとってはこれが最善と判断して、やるケースがあるわけです。それが先ほど申し上げた物は

言えないけど推定的承諾があると考えられる場合とか、そんな場合の話です。

ですから、割とそれができるといえばできるケースが多いんですが、ただやっぱり手術をする以上は同意書にサインをしてもらうというのがお医者さんの1つの定石のようなことになっていますから、ですからそういう形式を整えてくださいと求められるケースが多いわけです。多いけれども実際は何でもかんでも求められるかといったら、そういう書くべき人がいない場合はないで仕方がないわけですから、そのことをきちっと説明してお医者さんの判断でやってもらうべきときはそういうふうにしっかり言うていただくことが正しいというふうに思います。

以上です。

○中嶋弁護士 ありがとうございます。

これはあくまで、医療を受ける側からの対応ということで、逆にお医者さんの立場からするとまた違った見方もあるのかもしれませんが、トラブル予防的な部分を詳しくコメントしていただきました。

続きまして、じゃあ、Q3に移りたいと思います。

○山崎さん それでは3つ目です。資料7ページになります。

こちらは、この方についてはどうも身内がいらっしゃるようだ、本人が無理であればせめて親族さんの同意が取れないかということで、親族さんを探すことになった場合、そもそも誰がこの親族さんを探すべきなんでしょうか。

○中嶋弁護士 このあたりは行政書士の井上さんからコメントをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○井上行政書士 資料に若干敷衍しながら御説明します。

医療同意の同意書というのは医療機関側からの事情で必要とされることを考えますと、まずは病院などの医療機関が親族を探すべきものと考えます。ただ、現実には支援者である成年後見人とかケアマネジャーさんとか介護施設の職員さんなどが、病院等医療機関から親族を探してほしいと求められることが非常に多く見受けられます。

医療機関から同意を求められる親族というのは、先ほども出てましたように通常、配偶者、成年の子、親、成年の兄弟姉妹のいわゆる家族と考えられますが、家族の同意書が得られない場合には手術を拒否する病院や医師も少なくないと言われていました。

それで、どうしても親族を探すことに追い込まれてくるわけですがけれども、本人の意思表示が困難な場合に、他人が親族を探すことは個人情報保護との関連で何らかの正当な理

由がない限り極めて難しいことになります。親族とか家族についての情報は、皆様も御承知のとおりプライバシーの非常に重要な基本的な項目です。親族の氏名とか住所とか連絡方法を第三者が調べ上げるということですので、こういう基本的なプライバシー情報を、医療同意を求めるためだけに調べる事が正当な理由になり得るのかが極めて疑問のあるところではあります。

先ほどの支援者の中で、成年後見人の場合は、後見申し立ての際の親族関係図というのがありますから、これから探してあげたり、それから後見終了後、本人の遺産を相続人に引き継ぐ必要があるという後見人の立場から、改めて相続人を探すことが後見人にはできると考えられます。

それから、弁護士、司法書士、行政書士等の専門職は、戸籍謄本、住民票の職務上請求ができることになっておりますが、これも正式に依頼を受けた固有の取り扱い業務に関して依頼を受けた場合のみに厳しく限定されております。単に医療同意に必要なため、医療機関等からの依頼で職務上の請求をすることは不可能です。

以上、原則論をいろいろ並べてまいりましたけれども、現実には本人を取り巻く諸般の事情、例えば手術内容の軽重の程度とか、本人の身の回りに非常識な言いがかりをつけてくるような関係者がいないと判断されるというような事情から慎重に判断して、ある程度のリスクを承知の上で本人のために手を差し伸べて、親族に関する情報を個人の知人・友人に聞いたり、郵便物を探したりなど、何らかの方法で探してあげざるを得ないのが現実だと思われまます。

以上です。

○中嶋弁護士　　どうもありがとうございます。

緊急を要する場合等もありますので、実際には親族を探せるかどうかという問題もありますし、探しだした後、その医療同意に親族が協力してくれるかという問題もあろうかと思いますが、今のようなコメントを参考にさせていただいてまた対応いただければと思います。

続きまして、医療同意その②のほうですが、これは事例はもう紹介していただきましたので、今回、これは身寄りのない方ということですが、こちらに移って、Q1をお願いします。

○山崎さん　　資料は8ページです。（3）医療同意その2、医療の選択についてです。

全く身寄りのない方の病気治療について、お医者様から治療法の選択肢を幾つか示され、

「こちらは治療効果が高いがリスクも高いです」「こちらは一般的な治療方法ですが、長期にわたるので心身の負担が大きいですよ」「これは非常に楽ですが、余命は余り長くはありません」など、それぞれのメリット・デメリットの説明を受けた後、「どうしますか」と聞かれました。御本人、全く身寄りがない方でしたので、御本人さんのことを自分なりに考えて、「もうこの方は御高齢です。大きな病気も何度も経験されてます。もうこれ以上の負担はかけたくないので一番楽な方法でお願いします」と答えました。

この場合、第三者が医療の選択に関わってしまったということなのですが、この場合、問題は何か起きるでしょうか。

○中嶋弁護士 実際にはそういうふうに対応をしてしまったということで、それは問題あるのかなのかということなのですが、この辺は法的な問題がかかわってきますので、弁護士の村上さんから、よろしければコメントをお願いします。

○村上弁護士 この事例では、「一番楽な方法でお願いします」と答えたと言うんですから、1つの選択をしたというのか、そういう答えをお医者さんにしたと言うんですね。例えば成年後見人とかそのほか、周りがかかわってる人がそういう答えをしたということですね。

ただ、これは先ほど来説明してますとおり、これ、成年後見人であっても治療方法を決める権限があるわけではないので、そういうふうにお医者さんに言ったとしても法律的には意味を持たない、つまり、医療同意としての意味は持たないことになります。1つの意見とか、このようにしてくださいというお願いとか、そういうふうな意味合いということになると思います。

ですから、お医者さんは必ずしもそれに従わなくてもいいし、逆に言ったらこれに従ったからといって責任を問われなくなるということでもありません。お医者さんはお医者さんでそういうふうな意見もありつつ、どうすればいいのかということをお医者さんが判断をせざるを得ないということになります。

もともと、ここの回答でちょっと書いていますが、要は本人さんがもう意思表示できない状態になってから医療行為の問題があるとしても、それ以前に本人さんが書かれた生前意思確認書等、自分がこういうふうな状態になったら治療はこういうふうにしてくださいとか、延命治療はせんとってくださいとかしてくださいとか、そういうふうなことの意味表示が何か書かれた物があればこれに従ってもらえばいいというふうなことになります。それが無い場合は、やっぱりお医者さんの判断でやってもらうしかない、そういうふうな

ことになります。

後段に書いている例えば医療訴訟なんかが起こってくる場合、要するにその医療行為に何か問題があつてというようなことですが、そのリスクは基本的にはお医者さんが負いますよというふうなことになります。

ですが、本来、支援者としても自分がかかわる権限がないものについて、権限があるかのようにかかわってしまうということにはやはり問題があると思いますので、1つの意見として「もう楽にしてあげてください、と思いますけどね」という、そういうふうな意見・感想を言うのは自由だと思いますけど、あくまでそれはお願いとか意見というレベルにとどまると、そういうふうな法的な位置づけになると思います。

以上です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

そういう、できるだけ意識がしっかりしているうちにそういった、もしものときのことに対応していくということも、もし可能であれば必要ではないかということだと思います。どうもありがとうございました。

あと、その研究会の中で寄せられた対応事例等については資料にもありますので、お読みいただければと思います。

では、医療同意に関しましては以上とさせていただきます、続きまして死後事務の問題に移らせていただきたいと思います。

では、まず簡単な事例紹介からお願いいたします。

○山崎さん　資料は9ページをごらんください。（4）死後事務についてです。

ケアマネジャーさんがキーパーソン・中心となって支援をし、介護サービスを受けながら在宅で生活していらした高齢者の方が亡くなりました。御本人さんは生活全般に投げやりな態度で、生きていらっしゃるうち、元気な間にということで、お葬式やお墓についてどうしたらいいですかということをお聞きしようとするのですが、その都度怒り出して、結局何も決められないまま亡くなられてしまいました。

御本人さんのお手元には50万円ほどのお金が残っていますが、お葬式ですとか納骨、借りてらっしゃったお部屋の退去に部屋に残されている家財の処分などの死後事務をしてくれる方が誰もいらっしゃいません。

それと、毎年確定申告をしていたんですが、こちら未申告のまま亡くなられてしまいました。連絡の取れる親族さんはいらっしゃるんですが、全員がこの方へのかかわりを一

切拒否しておられる状態でした。

まず、1つ目の質問なんですけども、まず一番急ぐお仕事として、お葬式を出してあげないといけない。このお葬式の費用は御本人さんが残された50万円のお金から出してよいものでしょうか。

○中嶋弁護士　そもそも葬儀を誰が出すのかという問題もかかわってくると思いますが、これは一応、お金が若干ですが残ってる事例ということで、それを前提にして今のその葬儀費用の問題ですけれども、行政書士の井上さんから、もしよろしければ回答をお願いいたします。

○井上行政書士　お答えいたします。

まず葬儀自体、これは相続人や親族が慣習的にやることになってますけれども、社葬というのがありますね。あれで見られますように関係人であれば誰でも葬儀を行うことができます。その際、葬儀費用を誰が負担するのかが問題になります。

事例にあるような本人の遺産は、本人が亡くなったときから相続人の共有財産とされておりまして、勝手に支払いにあてることはできません。ケアマネジャーさんがやむを得ず葬儀にかかわってやっていく場合は何よりもまず相続人に連絡をとって、葬儀の手配はこちらで全部しますのだという了解を取り、さらに葬儀費用は本人の残したお金から支払ってほしいという内容の相続人全員の委任状をもらっておくべきです。

ただ、どうしても相続人の承諾が得られない場合は、まずは市町村及び社会福祉協議会に事情を話して相談してみてください。墓地埋葬法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、生活保護法、老人福祉法等の法律が相談の根拠になると思われれます。

ただ、どうしても追い込まれてしまって、やむを得ずケアマネジャーさんが葬儀を取り仕切って葬儀費用の支払いもしなければならぬ場合は、葬儀費用についてどう対処すればよいでしょうか。

葬儀費用の支払いについては、生活保護法に定められている葬祭扶助の規定を参考に、葬儀の程度や費用の額を必要最小限度にとどめて、民法の事務管理の規定、これは義務なくして他人のための事務を処理するという規定ですが、これに基づいて対処し、その費用の償還を相続人に請求するのも1つの方法として考えられます。

ただし、この場合も、費用の一時立てかえや、相続人による支払いの拒否などのリスクもあり得ます。

以上が原則論ですけれども、やはり本人を取り巻く諸般の状況、例えば本人の遺産の内

容とか、本人の身の回りに非常識な言いがかりをつけてくるような相続人等関係者がいないと判断されるなどの事情から慎重に判断して、ある程度リスクを承知の上で本人のために支援せざるを得ないのが現実だと思われま

す。ただし、この場合でも、葬儀の規模や費用は、社会常識に従った最小の範囲にとどめるべきだと考えます。

以上です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

この事例のように、相続人はどうもいるようだけど全く当てにならないというようなときはほんとに困ってしまうことを少なからず経験された方もいらっしゃるのではと思います。では続きましてQ2に移らせていただきます。

では、お願いします。

○山崎さん　2つ目の質問です。

この事例では、連絡の取れる親族はいらっしゃるんだけど、その方たちが全員関わりを拒否しておられる状態です。

では、今連絡はとれないけれどもひょっとして協力してくださる親族がいるかもしれない、そういう親族を探す方法はあるでしょうか。

○中嶋弁護士　これは、じゃあ澤井さんからお願いします。

○澤井司法書士　なかなか難しい問題になってくるかと思うんですけども、当然、ここに書いてある戸籍というのでほかの親族を探すという前提として、協力してくれない身内にほかの方がいらっしゃいますとか、もしくは手紙があるとか、そういう方法を尽くしても無理な場合というのは、やはり戸籍を調べるということではほかの相続人や親族がないか調べる方法が考えられるかと思うんですけども、なかなかこれが現実には難しい問題です。今非常に戸籍を取るということに関して、戸籍というのが機微情報といって非常に重要な情報が入っているものとして取り扱われてますので、なかなか簡単に役所は今開示してくれません。戸籍法というのがありまして、権利義務という、いわゆるここに書いてあるのであれば何か債権があるとか、そういう請求権があって裁判をする前提として調べないといけないとか、そういう関係があるのであれば取れるんですけども、ただ連絡がとりたいとか、そういうことでは今は戸籍が取れないということになっております。

私たち司法書士、弁護士、行政書士さんとか、職務で取れるという職務上用紙という、先ほどお話を挙がったんですけども、取るということもできるんですけど、これも何で

も取れるというふうにはなっておりません。あくまで職務に関しない限り取れませんので、連絡がとりたいから取って調べてくださいということに関しては応じられませんし、実際、私たち司法書士なんかでも懲戒事案が最も多い1つが職務上用紙の不正使用、結局間違った使用をしてしまったということで非常に多い事案にもなってますので、なかなかそういった意味では難しいかなと思います。

ただ、ここに書いてあるんですけれども、後見人というのは当然に相続人への引き渡し義務がありますので、いわゆるそういう正当な権利を持って相続人を調べるということが出来ますので、いわゆる後見人がついていれば、後見人が調べるということは可能です。

以上です。

○中嶋弁護士 ありがとうございます。

後見人は何とか可能かもしれないけど、それ以外のお立場でサポートされている方に関してはちょっと実際問題として難しい、法的にも難しいということであろうと思います。

続きまして、Q3に移りたいと思います。お願いします。

○山崎さん 3つ目の質問です。

当の身内の方は当てにはできないようだと、では、いよいよケアマネジャーさんがやむを得ずかかわるような事態になってきました。

その場合、どんな対応をすればよいでしょうか。また、その際にはどのような問題に気をつけて対応すればよいでしょうか。

○中嶋弁護士 一応、ケアマネジャーさんという限定なんですけど、このあたり、では社会福祉士の大庭さんから、コメントをお願いします。

○大庭社会福祉士 私の事例でまた御説明させていただきますが、後見申し立て中に病院で亡くなられた方の事例ですが、本人さんは長期入院で末期がんの方でしたが、死後事務、自分が死んだ後のことを心配して後見人の申し立てをされていたんですが、審判のおりる前に亡くなられてしまわれた事例なんです。

御本人さんには御主人は先に亡くなられて子供もいらっしゃいませんし、全く身寄りはなく、ただ一人生活されていたというふうにお聞きしておりました。亡くなられたということで、ケアマネジャーさんのほうに御連絡が入ったので、病院のほうに駆けつけてみますと、御本人さんは亡くなられたということで遺体引き取りのほうを病院のほうから言われたということです。それで、ケアマネジャーさんは困ってしまい、区役所のほうに相談に行きました。先ほども行政書士の先生から、司法書士の先生からも御説明があったよう

に役所へまず相談に行かれましたが、ただ、役所としてもなかなかすぐに対応をしてくれなくて、協力はできませんというようなお返事で帰されたということで、いたし方なくケアマネジャーさんは地域包括のほうに相談をし、地域の民生員さんにも協力していただいて区のあんすこ係りのほうにも御相談されましたが、なかなか何ら権限のない人間が葬儀をするというのは難しいというふうに皆さんで結論が出たんですが、でもこのまま放っておくわけにはいかない、どないかしないといけないということから、仕方なく葬儀をやるというふうになられまして、ケアマネジャーさんと地域包括の職員と一緒に準備をするということでおうちに行ったところで、ケアマネジャーさんが以前、その方に「私が死んだ後、甥が一人いるので、もし何かあったら連絡してほしい」というふうに話をされていたそうで、それを思い出されたケアマネジャーさんが甥ごさんに連絡をとろうと連絡先を探したんですがなかなか見つからなかったんですが、押し入れの中にお中元の箱が開封されずにそのまま置いてありました。その送り状の名前が、名字が同じだったので、男性であったということで一度お電話、その電話番号からお電話をさせていただいたら甥であることがわかりまして、東京に住まわれてまして、どうしても神戸のほうまではなかなか行けないということで、おばさんが遺したお金で何とかできるのであれば葬儀をやってほしいというふうに依頼がありました。

かすかな裏づけですが、その裏づけを基に地域で葬儀をあげるということになりました。市営住宅にお住まいでしたので、市営住宅の集会場で葬儀をさせていただいてお見送りをしました。

あと、病院代を支払ったり、残された家賃とか債務を支払ったりしたり、それと埋葬費用などをお支払いしたらほとんど手元には残らない状態でしたが、お寺さんにお布施を包むというお金もなくなったんですが、地域の皆さんが御坊さんとか皆さん協力していただいて、そういうものも全てボランティアでやっていただいたということで、御本人さんの葬儀が滞りなくおわりまして、後は甥ごさんにその報告をいたしました。そういうような事例がありました。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

ほんとに皆さんの協力のもと、うまく対応していただいたという事例だと思うのですが、法的な問題点は果たしてないのかどうかというあたりについて、弁護士の村上さんから補足をお願いします。

○村上弁護士　今、報告していただいた例に関しては、非常にいい対応をされたのでは

ないかと思います。

法律的な考え方について少し説明を申し上げます。

成年後見の場合、もうここにお集まりの方にとってはほんとに釈迦に説法みたいな話で、簡単過ぎる問いかもしれませんが、成年後見の始まりと終わりっていつでしょうか。

始まりは家庭裁判所の審判ですね。成年後見開始の審判。終わりはノーマルなケースでは、そうですね、被後見人・本人さんの死亡です。ビビットにちょっと想像していただきますと、例えば病院でピッピッピッピッピーとって心肺停止に至った。ただ、まだ諦めないですね。まだ心肺蘇生があります。マッサージがあります。しかしそれでも、もうこれはよみがえることがないというふうな状態に至りますと、これは本人さんの死亡。

この瞬間、2つのことが起こっています。法律的には2つのことが起こってる。1つは成年後見が終了しています。もう1つは、相続が開始しています。そういうふうな状態ですので、このレジュメでこの傍線が引いてあるあたりなんですけど、もう死後事務となりますと成年後見人の本来の事務はもう終わっています。ですから、先ほど説明がありました事務管理であるとかあるいは応急処分義務ということになり、何せ本来の義務じゃなくなります。「事務管理」というのは何かよくわからない法律用語なんですけど、私も初めて見たときは「事務管理って何のことやろうか、事務員さんのことかな」と思っていたんですけど、簡単に言えば要は本来の義務じゃないけど行きがかり上ちょっと事務をお世話しなければならぬと、そんなことになっちゃった場合の法律の規定と、そういうようなことですね。

そんな状態ですから余り積極的なことはできないわけです。要は最低限のこと、損失を拡大させないとか、そういうマイナスを防ぐという最低限のことしかできないというふうなことになります。

ですから、葬儀とかそういうふうなことということにどう関わるかというふうな問題になりますが、それもやっぱり最小限というふうなことになります。

積極的にお金をばんばん使うなんてことはとてもできなくて、その下に例を書いていますけど、その後処理というのは例えば賃貸住宅があったりするとそれは例えばそのまま放っておきますと家賃はどんどん滞納されていくというふうなことになってしまったりするので、それは困るので賃貸住宅を明け渡してそれ以上滞納家賃が発生しないようにするとか、そういうふうなことは相続人からしてもマイナスを防いでくれるということなので、できます、ということになります。

ですが、金銭の支出を伴う行為というのは基本的には余りできない。葬儀等についても最低限というふうなことです。最低限ですけど、本人さんの生前意思や社会常識、本人さんの生前置かれていた社会的な状況とかそういうふうなものの兼ね合いということになると思います。

死後事務が一段落した時点では、親族に連絡をとって財産の引き取りを行ってもらおうと、そこまでが事務管理、行きがかり上それをしなければならなかったことの義務というふうなことになると思います。

以上です。

○中嶋弁護士 ありがとうございます。

ちょっと時間も押しておりますので、続きましてQ4に移りたいと思います。お願いします。

○山崎さん 4つ目です。

この事例では、御本人さんが毎年確定申告をされていたのですが、御本人さんが御自分で申告できなくなった場合、または申告せずに亡くなられてしまった場合は、この確定申告というのはどうすればよいのでしょうか。何か不利益は起きるのでしょうか。

○中嶋弁護士 これは、やはり専門家の税理士の溝部さんからお願いしたいと思います。

○溝部税理士 この方の場合、まず本人が意思表示できない場合としては成年後見人などが本人に成りかわって申告をすることができます。

亡くなった場合なんですけれども、例えばきょう2月16日にお亡くなりになった場合については、去年、平成24年度分に関しては通常、後見人さんがすることができます。この平成25年1月1日から2月16日までの分につきましては、準確定申告と申しまして、この分に関しましては後見人さんがすることができるんですけれども相続財産となっておりますので、相続人全員の同意がある印鑑を押していただく書類を出さなければ申告はできないことになっております。

また、その成年後見人さんが税理士に依頼していただいてもできるんですけれども、年金プラス医療費控除だけの単純な確定申告の場合、税理士に依頼すると費用倒れ、返ってくるものよりも税理士に払うお金のほうが高いという場合がありますので、成年後見人さんとしてしていただいても問題はないと思われそうですけれども、もしその年に土地や建物の売却などがあった場合には特例などの適用がその期日までに行わなければならない、通常、私たちは宥恕規定がないと言うんですけれども、絶対にしなければ後々忘れてました、こ

れを追加してください、ということではできないものが多々あります。その場合には不利益が生じますので、税理士に依頼していただいたほうが安全だと思われます。

また、後々、調査の可能性もありますので、御注意いただいたほうがいいと思います。

また、こちらにおられる方も大勢の方の成年後見人さんを引き受けられていらっしゃる方もいらっしゃると思います。

確定申告をする時期というのは通常3月15日までということで時期が集中するため、資料集め、事情の考慮などをたくさんしなければいけないことがありますので、一括に専門家、税理士に依頼していただいたほうが本人さんの負担などを考えると、いいのではないかと思います。

毎年、税制改正、今も税制改正大綱が出ておまして、今それを施行するかどうか決定を待っているところなんですけれども、去年、平成23年度分の確定申告から年金400万円以下で、ほかの雑所得と呼ばれる所得、例えば講演をしました、原稿を書きました、その金額が20万円以下の収入の方につきましては、税務署に提出する所得税の申告は不要になりました。もちろんこちらの事例の方は毎年確定申告をしていましたということなので、もしかしたら不動産収入があったり、ほかに給与所得があったりする方なのかもしれません。こういう方は確定申告をしていただかなければならない方になります。年金が400万円以下でも、ということですね。

ただし、所得税の確定申告はしなくてもよくなりましたけれども、住民税の確定申告はしていただかなければならないということを御注意ください。

今までは住民税の確定申告なんかしたことない、記憶がないとおっしゃるのは本当に当然のことで、通常所得税の確定申告をすると、データが市区町村に送られております。自動的に住民税の計算をしていただいて、皆さんが住民税を納めているということになっておりますので、住民税の申告というものを忘れなきようお願いいたします。

念のために住民税の申告書を見たいとおっしゃる方は、こちらに一部だけ用意してありますので、後で見てくださいましたらいいかなと思います。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

なかなか税金の問題は難しいので、私もやったことはないのですけれども、いろいろ無料相談とかもあると思いますので、もしそういうので対応が必要な場合はそういう御相談も御利用いただければと思います。

また、この死後事務についていろいろほかにも寄せられた事例がありますが、それにつ

いては資料をお読みいただければと思います。

それでは、次のテーマにとりあえず移らせていただきたいと思います。

テーマとしては、現行の成年後見制度に対する問題提起ということになっているのですが、まずその1つは本人主体、本人の権利擁護を実現するというのがそもそもの成年後見制度の趣旨ということなんですが、実際はどちらかというと本人の財産をきっちり管理する、それが成年後見の主たる利用目的になっておるような状況もあると思われま

す。そういったあたりについてまず問題提起をさせていただいて、まずその権利擁護とは、ということなのですが、この点について弁護士の村上さんからちょっと御紹介、コメントをいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○村上弁護士 御説明します。

成年後見については、何かというのはもう皆さんにとってそれは改めて説明するまでもないと思います。

権利擁護するというのは、現象としては本人さんの権利を制限してかわりにいろんなことを周りの人がやってあげるというふうなこと、そういう側面が中心という印象になりがちですが、あくまでその趣旨とは何かといいますと、このレジュメで括弧書きで書いてあるところ、ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和ということですから、本人さんが損失をこうむらないようにとか、そういうことで守ってあげるという面もあるけれども、もう一つは例えば憲法でいうところの個人の尊厳ということですね、その人一人をかけがえない人として尊重するという、そのような理念を成年後見という状態の中でもそれを実現させようということなんです。

ですから、財産を管理するというだけじゃなくて、本人さんの生活を支える身上配慮義務ということが、2本柱の1つということ、これ非常に大事だということです。

○中嶋弁護士 ありがとうございます。

法的な理念としてはそういうことなのですが、実際のところ財産を減らさないとかいうことで逆に本人に我慢を強いてしまうような後見になってきているという、このあたりについて実際の現場から問題提起いただければと思いますが、社会福祉士の大庭さんから、よろしければコメントをお願いいたします。

○大庭社会福祉士 資料で御説明しております愚行権というもの、例えほかの人から愚かだつむじ曲がりにはかすぎないと評価され、判断された行為であったとしても、個人の領域に関する限り邪魔されない自由というものが、権利としてあるというのが愚行権です。

例えば私が後見人で、被後見人さんが男性の場合、女性とお茶を飲みに行きたいとか女性とどこかへ行きたいということで、ちょっとふだんのお小遣いよりも余分に使う場合があります。このことに関して私がおの方に規制をかけるということはなかなかできません。御本人さんの楽しみの一つでもありますし、また、女性の場合、お化粧品にこだわって、今まで5千円、1万円というような高額な化粧品が使われてたので、後見人がついた途端、300円とか500円とかいうような安い化粧品に変えるということではできません。御本人さんが求められた物を今までどおり御支援させていただくというのが基本です。

ただ、その中で相続人さんたちが、親族ですね、相続人になる方ですが、財産を減らさないためにちゃんと守ってほしいというふうに言われることがあるんですが、やはりそれは御本人さんの権限として今もお持ちですので、御本人さんの生活を脅かさない程度であれば、御本人さんの意思を尊重しながら支援をしていくというのが私たちの姿勢です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

他人から見れば無駄遣いに見えるようなことでも、本人からすれば大事なお金の使い方という部分もあるので、それは可能な限り本人さんの意思を尊重する。それと、どうニーズを捉えるかということが大事なのではないかと思います。

次に、その後見活動を、後見制度自体は、本来例えば報酬に関しては本人さんの資産から支払われるというような形も含めて、またその後見活動を全般的に見まして公的な支援とか枠組みというのがちょっと足りないのじゃないかと、そういうあたりが実際、後見人などとしてかかわっている方からの問題意識というのがあると思うんですが。まずこのあたり、公的資金とのかかわり、公的支援といいますか、そのあたりについて社協から何か取り組みがありましたら御紹介いただければと思いますが、よろしく願います。

○山崎さん　本来、司会業なんですけれども、ちょっと人手不足なので脇から失礼いたします。

私どもは後見に関する相談をよくお聞きするんですが、非常に多いのが「私、お金ありませんけど、親のために申し立ててあげたい、後見人が必要だ」。ところが御本人さんにもお金がない。そうした場合どうしたらいいんでしょうという相談が非常に多いんですね。また、そういう相談を聞かれる地域包括の方とかケアマネさんからも大変多い相談です。突き詰めるところ、じゃあ、お金のない人は後見人が必要であっても後見人をつけてもらえないんですか、後見制度ってお金持ちのための制度なんですかというふうに、非常に腹立たしい思いを抱えてお仕事をされている方が多いんやな、という気がしております。

結局、この申立費用とか後見報酬というのが、御本人さんもしくは申立人さんのお金で全部賄いなさいということになってまして、公的な資金が一切投入されていないんです。中には公的な資金を出すのがもったいないから、どんどん後見に移行せみたいいなすごい動きをしている自治体も実際出てきてるそうです。

申立費用につきましては、法テラスさんで費用がカバーできて、ある程度の所得水準の低い方でしたらもう返さなくて結構ですという特例もあるそうですし、後見報酬については、実際に後見人さんがつかれて報酬の支払いが必要な場合には、それぞれの自治体に国からの補助金を受けて成年後見利用支援事業という制度があるんです。ただ、これ予算の枠がありますのと、あと、自治体によって全然適用要件が違います。

神戸市の場合は、後見類型でかつ市長申立であるというふうになってますので、じゃあ保佐の人はだめなんですかとか、親族申立はだめなんですかという話に常に行き当たっております。

本来、成年後見制度というのはセーフティネットですので、御本人さんのお金のあるなしで助けてもらえる、助けてもらえないが分かれるということ自体、非常におかしいんですけれども、そういう問題が放置されたままになっております。

それと、後見人さん、実際に活動される方の専門家の方は多分団体のバックアップとか御本人さんの能力の範囲でできてると思うんですけども、大半、後見活動をされているのは親族後見人の方です。とにかく、あなただったら申し立てられるから、あなただったらなれるからということで、仕事の内容とかをほとんど理解されずになってしまわれた方がとても多いみたいです。「裁判所に報告書を出さなアカンでしょう」と言ったら、「いや、出したことありません」と言われる方が結構多いですし、うっかりお孫さんが入学することになって100万円ぐらい費用がかかる。おばあちゃんの年金から出そうかということで後見人になられてる息子さんが出してしまった。そのために裁判所から解任された、もしくは監督人をつけられたというケースがとても多いんですが、肝心の後見人さんは全然納得しておられません。「何でしたらアカンのですか、家族なら当たり前でしょう」と言われるんです。結局、親族とのけじめ、後見人としてのけじめが全然ないまま活動されて、それで親族人による後見人の不正の問題がかえってふくらんでいるんじゃないか。これを個別にきちんと監督してあげれば不正の問題ももっとおさまるんじゃないかというふうに、たくさん相談を聞く中では感じております。

○中嶋弁護士　　ありがとうございます。

不正の問題についてはちょっとまた後で触れたいと思いますけれども、一方で、昨年のテーマであります市民後見人の養成ということで、これにも行政が公的に支援というか、かかわっておりますので、それについても社協から御紹介いただければと思います。

○山崎さん　引き続き済みません、後見人さん、先ほどスタートがいつで終わりがいつやというお話だったんですけど、基本的には後見人さんになられたら、御本人さんが亡くられるまでずっとお世話をすることになります。

そうしますと、だんだん、だんだん、積み重なっていくにつれて、専門職の方といえどもう5人持ってるからもうあと二人、三人は無理だよという状態になりますし、一方で身寄りのない方、親族との関わりが絶たれた方というのがたくさん出てきてますので、親族の担い手もなくなってきてます。

じゃあ、後見人は誰になるの、必要としている人がいるのに後見人を探してもついてももらえないじゃないですかという話がどんどんあちこちで出てきまして、たまりかねた自治体が、じゃあ専門職ではなく、親族でもない。第三者の後見人で市民後見人を育ててみようかということで始めているのがこの取り組みです。

この市民後見人というのは、全然統一された定義もありませんし、国の制度の枠組みの中にきっちり位置づけされているものでもありません。ただ、こういう方たちも含めて、市民後見人の養成、あちこちで進んではいるんですけども、最終的に選ぶのは家庭裁判所です。この家庭裁判所も、実はそれぞれの家庭裁判所によって全然ルールが違いますので、神戸の家裁の場合は一応今認めていただいて既に10人ほどの方が活動をされていますが、育てっ放しで研修だけ受けた方がそこらをうろうろしているという、何か非常に危ない状態が各地で出ているように聞いております。

やはり、市民後見人さんについても育てるだけではなく、きっちり受任につなげるところや、また活動するところについてもフォローをできる体制をつくらないと、それがまた自治体だけの責任でされるべきでもないというふうに考えております。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

成年後見という枠組みを利用して、きちっと対応できるその1つの方法としての市民後見人ということだと思います。こういう努力もなされている一方で、非常に耳が痛いこと、私たち弁護士にとっても耳が痛いことなんですけど、先ほどもちょっと出ました後見人による不正というのが、これは親族に限らず、我々その第三者が後見人をやっている事例でも多々見られる問題ではあります。

これについて、法的な制度もそうですけれども、こういった規制なり監視強化なり、あるいは監督体制がなされてるのかについて、まず司法書士の澤井さんから御紹介いただければと思います。お願いします。

○澤井司法書士 不正という問題、この大きな原因になっているのは成年後見人が非常に大きな権限を与えられているということにあります。成年後見人というのはすごい財産管理を包括的にできてしまうという権限が与えられてますし、先ほどの大庭さんのお話とかでもあったみたいに、どこまでを自己の例えば愚行権とかも含めてどこまで認めていくのかとか、かなり幅を持った中で判断をしていかないといけないというところが、そういう中で時にいいだろうと思って踏み越えてしまったり、それをちょっと自分のことと混同してしまったりすることも非常に多いです、特に親族になるとその感覚、親族の感覚と裁判所の財産管理に対する感覚の違いとか、そういうところでもいろいろとマニュアル化されていない、いろんな場合、場合で一つ一つのことについて大きな権限を与えられた後見人が判断をしていくという中で生じるというところは大きいと思うんです。

今、監督機関としては1つは家庭裁判所というのが後見人を監督しますということになっているわけですけれども、年に1回報告書を提出、年に1回定期的に報告書を提出してもらったりする中で監督をやっているわけですが、どうしても事後的になってしまうというのが1点です。後で、後で、事態が起こってから発覚してしまうという、それから期間がどうしてもかかってしまう。

それから、後見爆発といいますか、後見の事件が非常に多過ぎて、裁判所が監督し切れないような状態の事件数になってきているというところで、私たち、例えば専門家とかそういうところは、いわゆるその役割を担っていくという中で、私、司法書士であれば成年後見センターのリーガルサポートであったり、兵庫県の弁護士会さんであればたんぼぼさんであったり、社会福祉士さんであればパートナーさんであったり、いろんな専門職の団体がそういう団体を立ち上げて、家庭裁判所よりは短い期間で報告書を提出してもらって監督したり、あとは支援ですね。やはり後見人はそういう大きな枠を持った中で、これはやっていいんだろうかとか、いろいろと迷うことがあるというときに、そういう迷ったことに対して数多くのいわゆる、ちょっと経験が多い人たちが何人かでいろんな意見を差し伸べたり、そういうようないわゆる監督の支援というところを担っていると。

あとは、後見というのは誰でもできそうに見えていろいろ専門的なところを、先ほどおっしゃった中であつたみたいに死後事務がどこまでできるんだろうか、とか後見人の業務

として医療同意ができるんだらうとか、いろんなそういう当たり前のように過ごしていただだけでは見落としてしまうようなところがあったり、あとは居住用の不動産の時には許可が要りますよとか、あるいはちょっと特殊な部分があったり、法律改正もありますので研修を定期的にやりながら研さんをしていただくというようなところで、後見人の質を上げながら、なおかつそのクラスが上がっても迷ってしまう後見人を支援し、そして御本人の財産を守る監督ということで不正が少しでも起こらないような体制というのは整えております。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

後見人としていろいろな受け皿、団体があるのですが、そういった中での自主的な体制づくりはそれ相応にされているということだと思います。

一方で、家庭裁判所のほうはなかなか、先ほどもお話があったような事件が圧倒的にふえて、目を配れてないという、実際にはそういう状況が続いております。

そういう中で、最近ふえましたのが後見信託制度というような形で、後見人の財産管理をある程度制限するという制度も導入されているようなのですけれども、そのあたりについて、弁護士の村上さんから簡単に御紹介いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村上弁護士　後見信託、これ、正式名称は後見制度支援信託といいます。

昨年、平成24年2月から運用が開始されたものです。まだ、できたてほやほやですね。そういうふうな制度です。

これは、先ほど来、話に出ています、親族が成年後見になった場合など、特に不正行為が横行するというふうなこと、割と多々あるので、そういう背景で導入されたということです。

例えば、御本人の財産が5億円あったら5億円丸々これを自由に使えると、そういうふうな状態にあると非常に危ないので、そうならないように基本的には大部分の財産はもう信託銀行に信託してしまっ、これをもう自由には出し入れをできない状態にしちゃいます。親族の成年後見人は日常的に支払いをするのに困らないぐらいの金額、これ、ちょっと私も実際にやったことないのでそれが幾らかというのはよくわかりませんが、日常とりあえず指し当たって必要だろうという10万円とか何十万円とか、そういうふうな範囲で自由に使えるようにというふうな状態にすると、そういう仕組みです。ですから、不正が起こっても、最悪その日常に必要なというふうなそのお金の範囲にとどまるという制度です。

去年の2月から始まって、11月の時点では49件の利用がなされたという報道がなされています。まだこれからの制度ですので、まだ出だしというところですが、そういう制度があることを知っておいていただきたらと思います。

以上です。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

趣旨はよくわかるのですが、先ほども出たような、かえって本人のために使えるお金が使えないということにならないような運用を望みたいとは思っています。

では、後見制度に関して最後に後見制度との直接的な関係ではないのですが、関係機関の対応について、いろいろやっぱり問題点が指摘されているのではないかと。

というのは、通常はその被後見人のお金は現金で持ち歩くということはないので、金融機関に預金口座という形で預けているのが通常だと思うのですが、それを管理する中でいろいろやっぱり問題が出てきているのではないかと。このあたりについて問題意識も含めて、では行政書士の井上さんから、よろしければ御紹介いただければと思いますので、お願いします。

○井上行政書士　銀行など、金融機関は法律的にも伝統的にも公共性とか社会性を強く要請されるので、預金者保護という看板のもとに一般社会常識よりも厳格で神経質な事務上の対応をせざるを得ないようです。

ただ、先ほども事例に出ていたと思いますが、本人確認の手續につきましても、寝たきりの預金者に来店を強要する事例が報告されているようですが、これも銀行側の権限のある管理職、支店長代理等が預金者のところへ出向いて確認したり、それから施設の所長さんとか、確かな代理人を立てれば支払いに応じたりするよう、金融機関に要請すべきです。もちろん、あらかじめ銀行所定の代理人届を提出しておけば問題はありませんが。

それから、成年後見人の財産の管理に関して、銀行との関連が強いわけですが、後見人にキャッシュカードの利用を認めなかったり、入出金を取引店のみに限定する金融機関が多いとの結果が出ています。これは、休日、祝祭日等に急に出金をしなければならぬとか、いろいろ緊急の事情のときにキャッシュカードがなければ出金できません。非常に不自由をこうむります。

それからもう一つ、相続人さんとか成年後見人が非常に困る問題としましては、金融機関が預金者本人が亡くなったことを知ったとき、ほとんどの金融機関は直ちに支払いを停止して口座凍結の手續をとります。後は、推定相続人全員の実印による所定の手續を経な

ければ払い出しには一切応じてくれません。戸籍謄本を全部取りそろえて、相続人全員の印鑑証明書を提出するなど手数と時間がかかり、さらに相続人間で遺産分割の協議が紛糾したりしてまとまらない場合には、いつまでたってもお金を出せないという事態が発生します。ただし、銀行が知る前は支払いは停止されていないので、現金にして手元に置くことができます。この是非は今のところ御報告できませんが。

また、葬儀費用に関しましては、葬儀社の領収書があれば、また葬儀社に振り込む場合は払い出しに応じてくれる金融機関があります。これは、葬儀費用は先取特権があるという規程からきているのではないかと考えています。先取り特権ですね。

それで次に1つの前準備の仕方として、本人の生前、本人に遺言能力があつて、あらかじめ本人の公正証書遺言を作成し遺言執行人を指定しておく、遺言執行人の本人確認と実印だけで対応してもらえる金融機関が多いようです。

以上、るる申し述べましたように成年後見人としては、金融機関との対応で何かと不便なことが多くまた金融機関の取り扱いの程度も各個ばらばらで、戸惑い、かつ、苦勞をしているのが現状です。金融機関はその公共性・社会性の観点から、預金者側に厳しい対応をするばかりではなく、公共性・社会性があるからこそ成年後見制度などの有益な社会制度の円滑な実施のために、公的サービス業としてみずから動いて積極的に協力する体制を業界として整えるべきだと思われます。

以上でございます。

○中嶋弁護士　ありがとうございます。

貴重な問題意識と申しますか、問題提起をしていただきました。

これも、もちろん金融機関側の問題なので、我々がどうこうできることではありませんが、常にこういう問題意識を持っていただくことによってまた何か傾向が変わるといふこともあるかもしれません。

続きまして、あとやはり医療機関ですね、先ほどの医療同意の問題とも若干絡むかもしれませんが、後見人に対する理解とかあるいは親族との関係等でさまざま、あつれきとかトラブルが発生することもあると思いますけれども、このあたりについて社会福祉士の大庭さんから問題提起、問題意識をいただければと思いますので、お願いします。

○大庭社会福祉士　私、社会福祉士だけではなく、後見人として関わっている皆さんの中で問題になっていることなんです、医療機関とか施設とか、その方に関わっている方の所へ「後見人です」というふうに御挨拶に行きましたら、もうすぐに後見人ということ

で、イコール家族という扱いを受けます。家族と同じように思われまして、御本人さんのいろんなこと、全てのことを後見人に要求されることがあって、それをお断りすることによってお叱りを受けることがたくさんあります。

例えば、緊急入院されて、御本人さんが精神的に不安定な状態にあるということで付き添いさんが必要だから「あなた今日は泊まっていきなさい」というふうに婦長のほうから言われたり、手術の間は病院内でいてほしいとか、立ち会ってほしいとかいうことも当然のように求められます。

それ以外にいろんな手続も私ども後見人はさせていただくんですが、買い物とか直接的なお世話に関しては後見人の業務の中には入っておりません。それを指示したりお願いしたり手配するということは私たちの仕事であるんですが、それを後見人本人に求められる場合があります。買い物に行ってほしいとか、庭の草むしりをしてほしいとか、お墓まいりをしてほしいとか、そういうようなこともいろいろ要求されることがありますし、被後見人さんから言われることもあります。それ以外に御家族からもいろんな要求がある場合があります。

それと、施設では定期的に家族会がありますが、その家族会の中に後見人も出席をしてくださいというお知らせが施設から来ますので、「いやいや、家族じゃありませんので、家族会のほうには参加できません」と。でも、「この人には家族がいないんだから後見人が出てくるのが当たり前です」というふうにお叱りを受けるんですが、「後見人は家族会へ出たとしても何ら意見を述べる立場でありませんので、参加することはできない」というふうにご説明をさせていただいております。

また、財産管理においても、御本人さんの財産を預かっていることから、御家族から孫の入学祝いの祝い金を出してほしいとか、成人になられている息子さんの生活費をちょっと援助してほしいとか、家族からもいろんな要求があるんですが、そのことに関しても後見人は被後見人さんのためだけの後見人であって、それに付随するようなことにかかわるということ自体余りよしとされておりません。いたし方なく家裁と相談して、どうしても必要な部分に関しては本人の財産から支出する場合がありますが、基本的にはそういうこと、家族間でのことはできないというふうにご説明させていただいております。

また、いろんなことは要求があるんですが、御家族のほうでこの病院はあかんとか、この施設はあかんとか言って、御本人さんを勝手に移動させたり、施設を変えられたりということをする場合があるんですが、その施設入所に関しても本人様と後見人が同意する

ことによって初めて移動できるもので、御家族が決めるものではないということを御説明すると、それはおかしいというふうに御家族から言われるんです。御家族と御相談することはあったとしても、本人や後見人に御相談なく移動するということはできませんと御説明するんですが、いつも叱られているところなんです。

以上です。

○中嶋弁護士　　ありがとうございました。

成年後見人としてかかわっていらっしゃるお立場から、いろんな問題提起をいただけたと思います。

いずれにしろ、成年後見制度というものが有用ではありますけれども、必ずしも万能の制度ではないと。いかなる場面でも対応できるものではないし、100%本人のためにそれがうまく機能しているかどうかということについてはまたいろいろな形で検証して、今後も研究を続けていきたいと思っております。

今日のテーマというか表題が「成年後見制度の限界」ということで、そのあたりは今までのパネラーの皆様からのお話で大体御紹介いただいたとおりでと思いますが、もう一つ、そのすき間を埋めるという部分について、そういった限界がある中で、じゃあその成年後見以外というか、いろんな形で高齢者のニーズを埋めるためのサービスが最近出てきておまして、そのあたり、それはもう事例紹介ということで社協からどういったサービスがあるのか、あるいはそれを利用されるについての問題点とか、そういったあたりも含めて御紹介いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○山崎さん　　最初にお断り申し上げます。

この成年後見の制度の限界とそのすき間を埋めるもの、このサービスを使って積極的に埋めてくれという趣旨では決してありません。こちらは、もう本編は終わりましたので、研究会からのおまけのようなものだと思って聞いてください。

もともと、当研究会では毎年研究テーマを決めて、それについて1年間話し合っていくんですが、今回、ふと気がつくとか何か見なれないビジネス、商売というか、高齢者とかそういう方を対象にしたものがたくさん出てきてる、ただ実態がよくわからない、一体どんな人たちがどんなサービスをどんな料金体制で提供しているのかよくわからない、よくわからないままにしておくのもよくなかろうということで、実際に研究会の場にこういう事業をしてらっしゃる方、スタッフの方をお呼びしてお話を聞きました。

ただ、それを積極的に紹介をしますと営業をお助けするような形になりますし、逆にこ

れは怪しいから使ったらあきませんでということも言えなくなりますので、とりあえず、研究会としての意見として、あるものはありますと、ただ使う場合には少なくともこの部分には気をつけられたほうがいいですよということを整理してお示ししようということでおまけにつけております。

4つ、身元保証・身元引き受けと、あと、便利屋さん・何でも屋さんといわれるもの、あと葬儀・供養についてのもの、それと最近よく新聞とかテレビでも取り上げられてます遺品整理・特殊清掃、ごみ屋敷になったおうちの片づけとか、孤立死されたお部屋の片づけとか、そういうことをされているところについてお話を聞きました。

身元保証・身元引き受けについては、お二方からお話を聞きました。片や、葬儀会社で病院に出入りしているときに病院のスタッフから身寄りのない方についてどうしたらいいだろうみたいな相談を受けたのが事業の始まりだそうです。

もう一カ所は地方都市なんですけれども、気がついたらもう地域に高齢者があふれ返ってて、今までのような血縁・地縁に頼った支え合いができなくなったという、そういう問題からスタートしたところです。

実際のサービスというのは、入院・入所時の身元引き受け・身元保証、見守り訪問、云々、云々ということなんですけれども、正直なところ値段がないものです。この身元保証って幾らとか、身元引き受けって幾らと言われたときに、適正価格というのはございません。ゼロでも、身内の方でしたらゼロでやっている話です。ですので、少なくとも私どもは、これが高い安いとは言えないけれども、利用者さん御本人がそのサービスを非常に気に入られた、相手方さんのスタッフとも十分信頼関係が結ばれている、このお金やったら払っても惜しくない、生活が脅かされるお金でもないというふうに決まったときのみにお勧めするぐらいじゃないかな。別に御本人さんが乗り気じゃないのに無理やり周りが押しつける、まして御本人さんの判断能力がもう危うくなってきた、認知症が少し進まれたり、障害をお持ちの場合は決して勧めるべきじゃないだろうというふうに考えました。

ですので、いい悪いはただいまの段階で本当に申し上げることはできないんですけれども、少なくとも御本人さんがしっかりした判断能力を持ち、お金の問題をクリアにした上で利用されるのであればそれもいたし方なしかなというふうに考えております。

うちにも最近、実は相談電話で非常に問い合わせが多いんです。どこそこという会社のコマーシャルを見た、どこそこというところのセミナーに行った、これ大丈夫かと聞かれるんですね。「正直なところ何とも言えませんわ」と。「納得して気にいらはったんやっ

たら使ったらよろしいと思います。ただ、もし、あと5年後、10年後、いざ使うときになって、その会社が本当にあるのかどうか、約束どおりのサービスを提供してくれるのかどうか、そこはある程度、リスクも踏まえた上で使わはったほうがいいですよ」という案内にとどめてます。

それと、便利屋さん・何でも屋さん、よくポストにちっちゃい紙切れが入ってますよね。無料回収とか無料引き取りとか、何でもします、あの類なんですけど、こちらはよくよく見ると廃棄物業者の許可番号が載っていたり、古物商の番号が載っていたりはするんですが、ルーツとか業態は全然わかりません。料金表がはっきり明記されているのは私見たこともありませんので、特に気をつけないといけないのが不法投棄ですね。結局、ただで引き取って使われへん物はその辺にびゃっと捨てていかはったりする業者さんも結構おありですし、そうしたときに、もし持ち主が特定されたら怒られるのは持ち主のほうですので、このところはよく気をつけてください。それとリスクがありますので、こんなんされたら困るとかいう大事な要件とか大事なものはお任せしない。これやったらしゃあないわ、もう私が最後悪いくじを引いてもしようがないわと思って任せられる程度のことにとどめておかれたほうがいいと思います。

それと料金は、無料とか実費とか割増とか非常に抽象的な言葉で書かれていますので、一体どこまでが実費に含まれるのか、あと、割増ってどんな条件なのか、これもよくよく確かめられたほうがいいと思います。

あと、葬儀・供養については、どうしても行うことがあると思うんですけど、まずやはり御本人さんの希望とか意向をわかる範囲で尊重してあげたほうがいいということで、時々あったんですけども互助会に入ってるのを気がつかないまま別の葬儀会社にお問い合わせしてしまって、互助会からお金が戻ってくるどうしようみたいな話もありましたし、違う宗派のお寺さんにうっかりお葬式を頼んでしまったら元の宗派のお坊さんから、これ実話ですけど、そんな汚れた骨は要りませんと言われてお墓に入れてもらえなかったというケースがあります。それでも聖職者かと思うんですけど。

それと、料金についてはやっぱり最後ですからお金を渋るのは何か仏さんへの冒瀆になるようで非常に交渉しにくい部分やとは思いますが、きっちり料金については確認して、予算も伝えて、不要なオプションは言われるままにつけないほうがいいと思います。

それと、先ほど誰でも行うことができるということではあったんですが、喪主は誰なのか、相続人さんがおられる場合にはその相続人さんにも気をつけなければいけないという

ことです。規格葬儀・永代供養・墓地埋葬法については、言葉の手がかりとして少し説明させていただきます。

最後に、遺品整理・特殊清掃といわれる分野なんですけど、これが今急成長をしてるそうです。トラックと人手があれば何でもできますので、ルーツとしましては清掃業者、廃棄物業者、引っ越し業者、リサイクル業者さんなどが含まれているようです。

実際、どなたが頼まれているのかをお聞きしますと、身内の方、相続人さんですね、あと、御本人さんが引っ越される場合とか施設に移られる場合、お部屋を片づけられる場合に頼まれることがある。あと、もう放ったらかしのお部屋は家主さんが次の人に貸したいので片づけてしまうケースが多いと言っていました。

注意すべきは、先ほども言いましたように御本人さんが亡くなられた時点で御本人さんの物というのはこの世に存在しなくなります。目の前にあるのは相続人の物ですので、相続人さんの許可などによくよく注意してほしいこと。あと、廃棄物についても必ずしも全ての業者が廃棄物の取扱の許可を持っているわけではありませんので、どんなルートで処分されるのか、よく確認しておかれたほうが良いと思います。それと、見積りを必ず取ること。開けてみたらとんでもない金額を請求されたというケースも多数聞いております。ただ、時々、これは実際来てくださった方が説明してくれたんですけど、300平方メートルぐらいの大豪邸が全部ごみ屋敷になって、部屋の床から天井まで全部ごみで埋まっているそうなんです。掘ってみたら何が出てくるかわからんということで、実際に掘ったら仏壇が出てきたり、犬・猫の死骸が出てきたりしたんですけど、そういう場合、さすがに仏壇というのは別料金になりますよということも説明した上で扱ったと言っておられました。

さすがにちょっとクレームが続いて業界も危機意識を持ったようで、業界内で独自の「遺品整理士」というような資格を作って、勉強をしてある程度きちんとルールとかマナーも身につけたスタッフを送るようにしてるんだという、そんな説明を聞きました。御参考になればと思ひまして御説明をしました。

以上です。

○中嶋弁護士　一応、これ、3時30分までということなので、あと5分ほどあるというか、それしかないのですが、もし時間の許す限りで御質問等ございましたら、1つか2つぐらいはお受けしたいと思うんですが、いらっしゃいますでしょうか。

○質問者A　済みません、15ページの先ほどの井上先生のお話の中で、本人の生前、

本人に遺言能力があり、遺言執行人があった場合、遺言執行人の本人の確認と実印だけで対応してもらえる金融機関があるということなんですけども、それは生前、本人さんは後見人か補佐か・・かのどれかに当たっていると思うんですけども、そういう場合でもこういう遺言執行人をつけてもらえるという意味なんですか、それとも、もうそういう後見人についてもらうよりも、その手続よりも前にこういうことをしといたほうがいいよという意味なんですか。ちょっとそのことがわからないので教えていただきたいと思います。

○井上行政書士　そこにちょっと書いておきましたが「本人に遺言能力があり」というのが前提です。だから、後見人の場合も、医師二人以上が立ち会って遺言能力があれば可能ではありますけれども。

ただ、おっしゃるように判断能力が非常に薄れている状態であれば、遺言書そのものが成立しない場合があります。だからこれには制約があります。

それから、御本人がこういう手続をした後、また認知症がひどくなって後見人がつくというようなケースも考えられます。

○中嶋弁護士　あと何か質問がございますでしょうか。

○質問者B　1つ、同意（医療保護）入院の関係なんですけど、精神保健福祉法の法律によって、成年後見人の同意が第一順位になっております。第二順位が家族になっております。

その場合、手術でない、相手を傷害・殺人と訴えるような行為をしませんが、そういう同意入院もこの言われている違法なんです。そこらあたりがもうちょっと明確になっていないですね。精神病患者を入院させるために同意権がない精神科病院で療養入院をさせるその行為と、この体を傷つける、手術や何かで傷つける行為は違法だという行為との2つあると思うんですね、同意入院。

○村上弁護士　きょう御説明した医療行為に対する同意というのは、まさに例えば手術するとかそういうふうな場合の同意の話です。その法律によって入院の際に同意権があるというふうな同意というのは、これはまた全然別の話で、それは法律によってそういう権限が認められているということですから、それはそれで同意するというのは構わないということなんです。

全然別の話という理解をしていただいたらと思います。

○質問者B　それと、この会場で言うべき問題じゃないと思うんですけど、痛切に感じるのは、私、今、成年後見をやっているんですけど、弁護士さんの活動に近い行為をしたら

弁護士さんから「非弁護士活動や」と言われると、非弁活動。ほんなら、非弁活動と成年後見人の活動との線引きというのは法律を知らない成年後見人にはわからない点もあるんですね。弁護士法によって成年後見人は活動して、何でも活動をしていけないのか、そういう区切りは弁護士法のほうによくあり得るんですか。

○村上弁護士　その非弁活動というのは、他人さんの法律的なことについて、弁護士でない者がかかわるといふうなことを非弁活動というんですね。

成年後見人になると、ある程度本人さんと同じような立場になってくるわけですから、他人のことをお金もらって法律的なものを取り扱ったりとか、それとはちょっと種類が違う話になってきますね。ですから、言われるのがどういうケースで言われているのかというのがちょっとわからないんですが、非弁行為がどうのというふうなことは成年後見の場で余り基本的には問題になることではない、本来。それを言われる人がそう言われるんだと思うんですが、本来はそれは筋違いのこともあるので何かなど、むしろ別にふつうにやっていただいて構わないこともあるんでないかなと思います。ちょっとわかりませんが。

○中嶋弁護士　では、時間もまいったようなので、本日のシンポジウムはこれで終了とさせていただきますと思います。

○山崎さん　最後に、皆様、連絡事項が幾つかありますので、もうしばらくおつき合ってください。

まず、リーガルサポートさんからの署名用紙をお配りさせていただいております。澤井さんから御説明いただいてよろしいでしょうか。

○澤井司法書士　済みません、1点、御協力のお願いで、本日配らせていただいた署名への御協力のお願という分があるんですけども、それについて説明させていただきます。

今日の話で出たいいわゆる成年後見制度の限界という問題で、成年後見というものはいろいろと今の制度の中では可能な限り御本人を支援していけるものですが、その一方で限界もありますよと。

ただ、その限界という問題とはまた別問題で、成年後見人がついでと御本人の権利が一方的に制限されてしまう、限界ではなく制限されてしまうという問題が何点かあります。その1つの大きなことが、いわゆる選挙権という問題があります。ほかにも一定の資格がなくなったりとかそういうこともあるんですけども、成年後見という制度は後見、保佐、補助という3つの類型があるというのは御存じだと思うんですけども、後見という類型事態にも非常に幅があります。先ほど医療同意の問題で出たみたいに、御本人に医療

の同意の能力はありますよと、ただ、財産を管理するのはやはりちょっと難しいけれどということで、必ずしも後見人がついたからといって全く判断力がゼロの人ばかりではないわけです。後見と保佐のぎりぎりの線で後見の類型がついてしまわれる方とかこういう中で、ただ、今の日本の法律では成年被後見人になってしまうと選挙権は法律でなくなってしまうということになっております。

やはり成年後見という制度を可能な限り利用をしていくというためには、やはり無意味に御本人の権利を剥奪するということはあってはいけないことだということで、今、リーガルサポートのほうではこの制度を変えてくださいと、今、各地で選挙権訴訟というのが行われてまして、やはり御本人の、被後見人御本人の方々が「私の選挙権を奪わないでください」と訴えて、各所で裁判を起こされてます。何とかそういう制度をやはり現実に合ったものにするために、医療同意とか身元保証もやはり現場でいろいろと発信をしていきながら変えていかないと、という、その一環としてこの選挙権も少しでも署名を集めて変えてもらうようなちょっと活動をしたいと思っておりますので、御賛同いただける皆様は御署名の御協力のほうをよろしくお願いいたします。

○山崎さん　もし御署名いただけるようでしたら、この場でスタッフに渡していただければ回収いたしますので、よろしくお願ひします。

それと、皆様、最初にお願ひしました当シンポジウムに関するアンケートなんですけれども、こちらもお願ひして、机にそのまま置いておいていただきましたらスタッフが回収してまいります。もしくは受付のところでスタッフに渡していただいても結構です。

とりあえず、皆様、本当に長時間、休憩もとらずお疲れさまでした。コーディネーター、パネリストの皆さんにもう一度盛大な拍手をお願ひいたします。

(拍手)

○山崎さん　本日のプログラムは以上です。

あと、エレベーター前で障がいのある方が作ったお菓子を少し並べておりますので、よろしければごらんになって帰ってください。

それでは、皆様お疲れさまでした。本日はありがとうございました。